

# 久喜市自治基本条例

## 逐条解说

久喜市

(平成24年1月)

# 久喜市自治基本条例（逐条解説）

## 目次

前文	1
第1章 総則（第1条・第2条）	2
第2章 基本原則（第3条）	5
第3章 市民の権利と責務（第4条・第5条）	6
第4章 議会等の責務（第6条・第7条）	7
第5章 市長等の責務（第8条―第10条）	8
第6章 市政運営（第11条―第17条）	10
第7章 情報の公開及び共有（第18条―第20条）	15
第8章 コミュニティの推進（第21条・第22条）	17
第9章 参加と協働の推進（第23条―第25条）	18
第10章 広域的な連携及び協力（第26条）	21
第11章 自治基本条例推進委員会の設置（第27条）	22
第12章 この条例の位置付け（第28条）	23
附則	24
久喜市自治基本条例（全文）	25

## 前文

久喜市は、関東平野のほぼ中央に位置し、豊かな自然に恵まれるとともに、交通の要所として江戸時代には舟運が栄え、現在も道路や鉄道など交通網の拠点として発展を続けています。また、神社や祭りなど、先人が築いた貴重な伝統・文化を受け継ぎ、大切に育んできたまちです。

近年、市政をとりまく社会環境は、地方分権の推進、少子高齢化、住民意識の多様化などにより大きく変貌してきており、住みよい地域社会を次世代に引き継ぐには、地方自治の再構築や行政運営の見直し等が求められています。

このため、久喜市は、開かれた市政運営を行うとともに、市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を果たして公共的な課題の解決に当たる協働のまちづくりを推進していくことが重要です。このような認識のもとに、市民と市は、共に力を合わせて協働し、個性豊かで活気に満ちた安全安心な地域社会をつくり、次世代に受け渡していくことを誓います。

ここに、久喜市は、市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにし、市政全般にわたる指針としてこの条例を制定します。

### 【解説】

- ・前文は、条例制定の背景を示し、久喜市が目指すまちづくりにおいて、市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにするとともに、自治基本条例の制定趣旨を示したものです。なお、前文は、分かりやすい文章とするため、「です・ます調」にしています。
- ・一段落目では、久喜市の位置や伝統、文化など本市の特性を述べ、神社や祭りなどの貴重な伝統・文化を受け継ぎ、大切に育んできたまちであることを述べています。
- ・二段落目では、市政をとりまく社会環境の変貌から、地方自治の再構築や行政運営の見直しが求められている現状を述べています。
- ・三段落目では、そのような現状を踏まえ、公共的な課題の解決に当たる協働のまちづくりを推進していくことが重要であるとの認識のもとに、市民と市が共に力を合わせて協働し、まちづくりに取り組む決意を明らかにしています。
- ・最後の段落では、市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにするとともに、市政全般にわたる指針としてこの条例を制定することを述べています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、久喜市における市政運営の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市政への参画及び協働に関する基本的事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた誰もが安全安心で暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

### 【解説】

- ・本条では、久喜市自治基本条例の制定目的を定めています。久喜市の市政運営の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市政への参画及び協働に関する基本的事項を定めることによって、協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた誰もが安全安心で暮らせる地域社会を実現することを明らかにしています。
- ・「市政運営の基本原則を明らかにする」とは、市が行う市政運営において、基本とすべき考え方を条例として明示するという趣旨です。
- ・「協働」については、第2条において「市民及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決に当たること」と定義しています。市民と市が役割を分担し、協力してまちづくりを推進することを示すものです。
- ・地方自治制度は、地方自治の本旨に基づき処理すべきものとされています。地方自治の本旨とは、地方公共団体が自主性や自立性を持って、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていくという「団体自治」と、地域の住民自らが自らの地域のことを考え、自らの手で治めていくという「住民自治」の2つの要素を兼ね備えた自治を確立することをいいます。
- ・久喜市自治基本条例は、本市の市政運営の基本原則を明らかにするとともに、市民の主体的な市政への参加に関する基本的事項を定めることによって、本市の自治の推進を図るものです。

### ※日本国憲法

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は公共の利益のために活動するものをいう。
- (2) 市の執行機関 市長その他の執行機関をいう。
- (3) 参画 政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民が市政に関して意見を述べ、又は提案することをいう。
- (4) 協働 市民及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決に当たることをいう。
- (5) 新しい公共の原則 市民及び市の執行機関が、それぞれ適切に役割を分担して公共の領域を担うことをいう。
- (6) コミュニティ 地域をよりよくすることを目的として、地域及び多種多様な活動への参加を通じて形成された人と人とのつながりをいう。

【解説】

- ・本条例において使われる用語のうち、特に定義を明らかにすべきものとして、「市民」「市の執行機関」「参画」「協働」「新しい公共の原則」「コミュニティ」の6つの用語について、その表す意味を明確にするものです。
- ・「市民」とは、地方自治法第10条に定める久喜市の区域内に住所を有する者(住民)に加え、市内に通勤・通学する者、市内で事業を営むもの(企業、商店、学校法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等)、市内で公共の利益のために活動するもの(自治会、コミュニティ団体、ボランティア団体等)を定義しています。これは、本市に居住する住民だけでなく、本市で働く人、学ぶ人、事業を営む人など、幅広い人々の協力により、地域の課題解決に当たっていただくとの考え方に基づくものです。
- ・「公共の利益のため」とは、単に個人目的ではなく、久喜市の不特定かつ多数の人たちの利益のためということを表現しています。
- ・「市の執行機関」とは、市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。市の行政事務を管理執行する機関のことで、独自の執行権限を持ち、その担任する事務についての意思を決定します。なお、各条項では、市長その他の執行機関に該当す

る場合には「市の執行機関」を使用し、市長のみに該当する場合は「市長」を使用しています。

- ・「参画」とは、政策の立案、実施、評価等の行政の執行過程において、市民が意見や提案をすることで、市民が主体的に市政に関わることをいいます。なお、「参加」については、特に定義を設けていませんが、市政に限らず地域におけるまちづくりなど、広く一般的な加わるという意味で使用しています。
- ・「協働」とは、公共的な課題の解決のために、市民と市の執行機関がそれぞれの役割と責任において、対等な立場で連携・協力してまちづくりを進めていくことをいいます。
- ・「新しい公共の原則」とは、市民と市の執行機関が、それぞれ適切に役割を分担して公共の領域を担うことをいいます。
- ・「コミュニティ」の定義については、様々な考え方がありますが、本条例では、地域や多種多様な活動を通じて形成された「人と人とのつながり」と定義しています。また、コミュニティについては、第8章で規定していますが、地域をよりよくするため、地縁型の自治会・町内会等、また、特定のテーマのもとに活動するNPOや市民活動団体など、様々なコミュニティと協働してまちづくりに取り組みます。

#### ※地方自治法

第10条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

## 第2章 基本原則

第3条 市民、議会及び市の執行機関は、新しい公共の原則に基づき、次に掲げる豊かな地域社会を実現するよう努めなければならない。

- (1) 人権を尊重し、互いに認め合うとともに、男女があらゆる分野に参画でき、責任を担う地域社会
- (2) 市政に関する情報を共有するとともに、市民自ら市政に参画し、協働する地域社会
- (3) 自主的かつ自立的なコミュニティが形成され、活力に満ち、住みやすさが実感できる市民主役の地域社会
- (4) 市民の日常生活が守られ、誰もが笑顔で暮らせる安全安心な地域社会
- (5) 恵まれた自然との共生を大切にし、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域社会

### 【解説】

- ・本条では、市政運営の基本原則として、市民、議会及び市の執行機関が「新しい公共の原則」に基づき、豊かな地域社会の実現に努めなければならない旨を定めています。
- ・本市のめざす豊かな地域社会については、「人権尊重と男女共同参画」、「情報の共有、市民の市政参画と協働」、「自主・自立のコミュニティと市民主役」、「安全安心な地域社会」、「自然との共生と環境の保全」の5つを掲げています。
- ・「地域社会」とは、久喜市全体を指しますが、市民が居住し、日常生活を営む区域についても地域社会として表現しています。

## 第3章 市民の権利と責務

### （市民の権利）

第4条 市民は、法律、条例、規則等で定めるところにより、市政やまちづくりに参加する権利、市政に関する情報を知る権利、公共サービスの提供を受ける権利を有する。

#### 【解説】

- ・本条では、市政運営の基本方針である協働のまちづくりを推進するため、基本的な市民の権利として、市政やまちづくりに参加する権利、市政に関する情報を知る権利、公共サービスの提供を受ける権利を有することを定めています。
- ・久喜市自治基本条例では、市内に居住する住民のほか、在学・在勤、事業者などの本市に関わる人々も含め市民と定義（第2条第1号）していますが、これらの市民の権利は、法律、条例、規則等の定めにより、国籍や本市への居住の有無により異なることもあるため、その旨を明らかにしています。

### （市民の責務）

第5条 市民は、基本原則で定める豊かな地域社会を形成するため、市政に関心を持ち、主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

#### 【解説】

- ・本条では、本市のめざす地域社会（第3条）の実現に向けて、市民は、市政に関心を持ち、主体的にまちづくりへの参加に努めることを定めています。なお、市民の責務は、市民ができる範囲内において自主的かつ積極的な市政参加を求めるもので、努力規定として定めています。



## 第4章 議会等の責務

### (議会の責務)

第6条 議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。

2 議会は、情報公開を推進し、開かれた議会運営に努めなければならない。

### 【解説】

- ・本条では、市民の代表である議員により構成される市議会の基本的な責務を定めています。
- ・議会は、選挙によって選ばれた議員により構成され、市長と独立対等な地位にあります。議会は、二元代表制の一方として、市民福祉の増進を図るために、住民の意思を代表し決定する合議機関です。
- ・第1項では、議会の重要な役割である本市の意思決定機関として、市民の意思を踏まえた議論により、政策や議決事項などの決定に努めなければならないことを規定しています。
- ・第2項では、意思決定の過程などの情報公開を推進し、開かれた議会運営に努めなければならないことを規定しています。

### (議員の責務)

第7条 議員は、市民の代表者として、市民の意見を積極的に把握し、誠実にその職務を遂行するよう努めなければならない。

### 【解説】

- ・本条では、市民の代表である市議会議員の基本的な責務を定めたもので、議員の責務として、市民の意見を積極的に把握し、誠実に職務を遂行するよう努めなければならないことを規定しています。

## 第5章 市長等の責務

### (市長の責務)

第8条 市長は、市の代表者として、市民の意向を適正に判断し、誠実に市政を執行する責務を有する。

#### 【解説】

- ・市長は、選挙によって選ばれ、地方公共団体の長として本市を統括代表し、市の事務を管理執行します。
- ・本条では、市政を執行する責任者の責務として、市長は、市民の意向を適正に判断し、誠実に市政を執行しなければならないことを規定しています。

### (市の執行機関の責務)

第9条 市の執行機関は、市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、次に掲げる責務を有する。

- (1) 計画的で効果的な行政運営を行い、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。
- (2) 市政に関する市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めること。
- (3) 社会情勢及び行政需要に的確に対応し、かつ、簡素で効率的な組織編成に努めること。

#### 【解説】

- ・本条では、市の執行機関について、地方公共団体の目標である地方自治法第1条の2第1項に定められた「住民の福祉の増進を図る」ため、公正で誠実に市政を執行することを求めるとともに、市政を執行するにあたり基本となるべき責務を規定しています。
- ・第1号では、計画的で効果的な行政運営を行い、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めることを規定しています。

- ・第2号では、市民のニーズに適切に対応するために、市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めることを規定しています。
- ・第3号では、社会情勢の変化や多様化する行政需要に的確に対応するとともに、簡素で効率的な組織編制に努めることを規定しています。

#### ※地方自治法

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

#### (職員の責務)

第10条 職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図り、職務を遂行する責務を有する。

2 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、幅広い視点から誠実かつ効果的に職務を遂行する責務を有する。

#### 【解説】

- ・本条では、職員について、その責務を明らかにしたものです。職員とは、一般職の職員（臨時職員を除く）のほか、副市長、教育長を含むものです。
- ・第1項では、全体の奉仕者であることを認識し、必要な知識、技能等の向上を図り、職務を遂行する責務を有することを規定しています。
- ・第2項では、職員も市民の一員と位置付け、幅広い視点を持って、誠実かつ効果的に職務を遂行する責務を有することを規定しています。
- ・各種の審議会委員等の非常勤特別職及び臨時職員については、本条に規定する職員としての責務を有するものではありませんが、これらの職員についても、本条の趣旨を尊重し職務遂行に努めることとします。

## 第6章 市政運営

(総合振興計画の策定及び進行管理)

第11条 市長は、議会の議決を経て市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。

2 市長は、基本構想及び基本計画等（以下「総合振興計画」という。）を効果的かつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に対応した見直しに努めなければならない。

【解説】

- ・本条では、市が政策を推進する上で最も基本的な指針となる総合振興計画の策定と進行管理について規定しています。
- ・第1項では、基本構想及び基本計画等（総合振興計画）を策定し、総合的・計画的な市政運営を推進することを定めています。平成23年の地方自治法改正により、地方公共団体の自由度の拡大を図る目的から、それまで規定されていた市町村基本構想の策定義務がなくなりましたが、市政運営の指針となる基本構想を策定することから、議会の議決を経る旨を規定しています。
- ・第2項では、総合振興計画の定期的な進行管理を行うとともに、行政需要に対応した見直しに努めなければならないことを義務付けるものです。

(説明責任)

第12条 市の執行機関は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

【解説】

- ・本条では、市民に対する市の執行機関の説明責任について、市政運営の根本的な原則として位置付けるもので、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民に分かりやすく説明するよう努めなければならないことを規定しています。

(行政手続)

第13条 市の執行機関は、市民の権利及び利益の保護を図るため、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する基準及び手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならない。

【解説】

- ・本条では、市の執行機関が行う処分等の行政手続の基準等について、あらかじめ市民に明らかにすることにより、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならないことを規定しています。
- ・市では、法律等を根拠とする処分等については行政手続法により、また、条例及び規則を根拠とする処分等については別に定める行政手続条例により、その処分等の基準や手続を定めることとしています。

(意見、要望、提言、苦情等への対応)

第14条 市の執行機関は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対して、公共の視点から公正かつ誠実に対応するよう努めなければならない。

【解説】

- ・本条では、市民の市政参加である市民からの意見、要望、提言、苦情等について、市の執行機関は、公共の視点から公正かつ誠実に対応するよう努めなければならないことを規定しています。

(財政運営)

第15条 市長は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。

3 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

【解説】

- ・本条では、財政運営に関する基本的な考え方を明示するとともに、財政情報に係る説明責任を明確化しています。
- ・第1項では、市長は、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営に努めなければならないことを規定しています。
- ・第2項では、地方自治法第243条の3第1項（財政状況の公表）及び久喜市財政事情の作成及び公表に関する条例の規定により、市長は、財政状況を分かりやすく公表するよう努めなければならないことを規定しています。
- ・第3項では、市長は、市の財産の保有状況を明らかにした上で、その適正な管理と効率的な運用に努めなければならないことを規定しています。

※地方自治法

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

(行政評価)

第16条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市民も参加する外部評価を取り入れた行政評価を実施するよう努めなければならない。

2 市の執行機関は、行政評価の結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の進行管理に反映させるとともに、公表するよう努めなければならない。

【解説】

- ・ 本条では、行政評価の実施とその結果についての説明責任等を規定しています。
- ・ 第1項では、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市の執行機関に対して、市民が参加する外部評価を取り入れた行政評価を実施するよう努めなければならないことを規定しています。
- ・ 第2項では、行政評価の結果について、政策の決定や予算編成など市政運営に反映させるとともに、公表するよう努めなければならないことを規定しています。

(危機管理)

第17条 市の執行機関は、市民、関係機関、国や他の地方公共団体と相互に連携・協力しながら、市民の安全安心の確保に取り組むよう努めなければならない。

2 市の執行機関は、市民の安全安心を確保するため、緊急事態に適切に対処できる体制の充実と強化を図るよう努めなければならない。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、日頃から地域での信頼・交流関係を築き、相互に協力して災害等に対処するよう努めるものとする。

【解説】

- ・本条では、危機管理について規定しています。
- ・第1項では、災害の発生時等における危機管理について、市の執行機関に対して、市民や関係機関と連携・協力しながら、市民の安全安心の確保に取り組むよう努めなければならないことを規定しています。
- ・第2項では、市の執行機関について、緊急事態に適切に対処できる体制の充実と強化を図るよう努めなければならないことを規定しています。
- ・第3項では、市民に対して、災害等の発生時に自らの安全確保を図ること、日頃から、地域での信頼・交流関係を築き、地域住民が相互に協力して災害に対処するよう努めることを規定しています。



## 第7章 情報の公開及び共有

### (情報の公開及び共有)

第18条 議会及び市の執行機関は、公文書の公開制度を適正に運用するとともに、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報共有に努めなければならない。

2 市民は、市の執行機関との情報共有を進めるため、市民の持つ地域的情報を提供していくよう努めるものとする。

### 【解説】

- ・市民の市政への参加を推進するためには、市民と市の執行機関は、それぞれが持つ市政に関する情報の共有を進める必要があります。
- ・第1項では、その基本的な仕組みとして、議会及び市の執行機関は、久喜市情報公開条例で定める情報公開制度を適正に運用するとともに、市政に関する情報を積極的に提供し、市民との情報共有に努めなければならないことを規定しています。
- ・第2項では、市民は、市民の持つ地域情報についても、市の執行機関との情報共有を進めるため、その提供に努めることを規定しています。

### (個人情報の保護)

第19条 議会及び市の執行機関は、個人情報の保護制度を適正に運用することにより、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

### 【解説】

- ・市政の透明性を確保し、市民からの市の執行機関に対する信頼を深めるためには、市の執行機関が保有する個人情報の取り扱いに係る基本的な事項を明らかにすることが重要です。
- ・本条では、公正で開かれた市政を実現するための基本的な制度として、個人情報の保護について位置付けたもので、久喜市個人情報保護条例で定める個人情報保護制度の適正な運用により、市民の権利利益の保護に努めなければならないことを規定しています。

(情報の適正管理)

第20条 議会及び市の執行機関は、市政に関する情報を有効に活用するため、情報の適正管理に努めなければならない。

【解説】

- ・本条では、議会及び市の執行機関の保有する情報を速やかに市民に提供することなど、市政に関する情報を有効に活用するため、議会及び市の執行機関に対して、情報の適正管理に努めなければならないことを規定しています。

## 第8章 コミュニティの推進

(コミュニティ)

第21条 市の執行機関は、住みやすいまちの実現を目指し、コミュニティとの協働に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、よりよい地域社会の実現のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとする。

### 【解説】

- ・前文で述べているように、複雑・多様化する地域課題や市民ニーズに対応するため、市民と市の協働によるまちづくりが重要になっています。
- ・地域では様々なコミュニティ活動が行われていますが、本条では、より良い地域社会を実現するために、市民及び市の執行機関とコミュニティとの関わりについて規定しています。
- ・第1項では、市の執行機関は、まちづくりにおいてコミュニティとの協働に取り組むよう努めることを規定しています。
- ・第2項では、市民は、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めることを規定しています。

(コミュニティ活動への支援)

第22条 市の執行機関は、コミュニティ活動を推進するため、別に条例で定めるところにより、必要な支援を行うよう努めなければならない。

### 【解説】

- ・本条では、協働によるまちづくりを推進するため、市の執行機関は、コミュニティ活動に対する必要な支援を行うよう努めなければならないことを規定しています。なお、別に定める条例については、久喜市市民活動推進条例を指しています。

## 第9章 参加と協働の推進

(市民の市政への参画)

第23条 市の執行機関は、別に条例で定めるところにより、市民が市政に参画できるようその機会の拡充に努めるものとする。

2 市の執行機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、別に条例で定めるところにより、適正に市民が参画できるよう努めなければならない。

【解説】

- ・本条では、第4条で規定する市民の権利を受けて、市民の市政への参画を推進するため、市の執行機関の努めるべき事項を定めています。
- ・第1項では、市民が市政に参画できるように、市の執行機関に対して、その機会の拡充に努めることを規定しています。なお、別に定める条例については、久喜市市民参加条例を指しています。
- ・第2項では、市の執行機関に対して、附属機関の委員の選任に当たり、市民が適正に参画できるよう努めなければならないことを規定しています。なお、久喜市市民参加条例において、委員の選任基準を定めています。

(協働)

第24条 市の執行機関は、幅広く質の高い公共サービスの実現のため、新しい公共の原則に基づき、協働するよう努めるものとする。

【解説】

- ・本条では、幅広く質の高い公共サービスを実現するため、第2条に規定する「新しい公共の原則」に基づき、市民と市の執行機関が、それぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決に当たる、協働に努めることを規定しています。

### (住民投票)

第25条 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとする。

3 住民投票の実施に関し、投票することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

### 【解説】

- ・ 地方自治制度は、選挙により市長や議員を選出し、それらの代表者を通して市政に参加する間接民主制が基本ですが、住民投票は、住民が直接その意思表示を行い、その意思決定に参加する仕組みであり、間接民主制を補完する市民参加の一手法です。
- ・ 住民投票は、住民全体に直接利害関係を及ぼす事態や、本市の将来に影響する重要な案件が生じたとき、また、市長や議会が議論を重ねてもなお結論を決めかねている場合など、住民一人ひとりに直接その意思を問う必要があると認められるときに実施するものです。
- ・ 本条は、この住民投票制度を規定するもので、ここでいう市長とは、住民投票を実施する機関として位置付けたものであり、住民投票の発議は、市長のほか、地方自治法に基づく住民の直接請求（地方自治法第74条）及び議員の議案提案権（地方自治法第112条）があります。
- ・ 第1項では、住民投票の実施機関である市長について、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができることを規定しています。
- ・ 第2項では、市長に対して、住民投票を行うときは、その目的をあらかじめ明らかにするとともに、結果を尊重することを規定しています。なお、住民投票は、法的な拘束力を持ちませんが、この制度の趣旨から、市長はその結果を尊重することを規定したものです。
- ・ 第3項では、「投票することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする」としており、個別型の住民投票制度を規定しています。したがって、住民投票を実施するためには、その都度個別の条例を制定して実施するものです。

※地方自治法

第 74 条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

第 112 条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成がなければならない。

## 第10章 広域的な連携及び協力

第26条 市の執行機関は、共通する課題の解決や地域の相互発展のため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。

2 市民及び市の執行機関は、多様な国々の歴史や文化等を理解し、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、国際社会との交流及び連携に努めるものとする。

### 【解説】

- ・本条では、国内外の広域的な連携及び協力について規定しています。
- ・第1項では、共通する課題の解決や地域の相互発展という視点から、国や県、他の市町村など、国内において相互に連携し、協力するよう努めることを定めています。
- ・第2項では、市民及び市の執行機関は、地域に暮らす日本人や外国籍市民が、互いの国の歴史や文化等を理解する取組みに努めるとともに、誰もが住みやすいまちづくりを進めるために、国際社会との交流や連携に努めることを定めています。

## 第 1 1 章 自治基本条例推進委員会の設置

第 2 7 条 市長は、この条例の適切な運用及び普及を図るため、別に条例で定めるところにより、久喜市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 市長は、この条例の運用状況を検証するとともに、見直す必要が生じたときは推進委員会に諮り、適切な措置を講じるものとする。

### 【解説】

- ・自治基本条例は、市政運営の基本理念と基本的ルールを定めたものですが、実際の施策や活動の中でうまく機能するように、その実効性を確保するための仕組みとして、運用状況の検証等を行う「久喜市自治基本条例推進委員会（推進委員会）」を設けることを定めています。
- ・第 1 項では、この条例の適切な運用及び普及を図るため、市長の附属機関として、推進委員会を設置することを規定しています。
- ・第 2 項では、市長は、条例の運用状況を検証するとともに、見直す必要が生じたときは推進委員会に諮り、適切な措置を講ずることを規定しています。
- ・推進委員会の委員の構成や運営方法など具体的な内容については、別に条例で定めることとしますが、推進委員会の基本的な所掌事務としては、本条例の市民への普及がどのように図られているか、市民参加がどのように推進されているかなどの検証を行うとともに、自治基本条例を見直す必要が生じたときは、市長の諮問に応じて、検討・協議を行うことを想定しています。



## 第12章 この条例の位置付け

第28条 市民、議会及び市の執行機関は、この条例を尊重及び遵守するものとし、市の執行機関は、個別の条例、規則等の制定改廃又は計画の策定においては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

### 【解説】

- ・法体系上、個々の条例に優劣や上下関係はありませんので、自治基本条例もその他の個々の条例も同位となります。そこで、本条では、自治基本条例を最大限尊重する義務を規定することにより、本市における基本の規範であることを示しています。
- ・本条では、自治基本条例が市政運営の基本となるものであることから、市民、議会及び市の執行機関は、本条例を尊重・遵守すること、また、市の執行機関については、個別の条例・規則等の制定改廃や計画の策定において、自治基本条例の趣旨を最大限尊重すべきことを規定しています。

## 附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

### 【解説】

- ・ここでは、条例の施行期日を平成 24 年 4 月 1 日と定めています。

# 久喜市自治基本条例（全文）

○久喜市自治基本条例

平成23年12月26日

条例第24号

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本原則（第3条）
- 第3章 市民の権利と責務（第4条・第5条）
- 第4章 議会等の責務（第6条・第7条）
- 第5章 市長等の責務（第8条―第10条）
- 第6章 市政運営（第11条―第17条）
- 第7章 情報の公開及び共有（第18条―第20条）
- 第8章 コミュニティの推進（第21条・第22条）
- 第9章 参加と協働の推進（第23条―第25条）
- 第10章 広域的な連携及び協力（第26条）
- 第11章 自治基本条例推進委員会の設置（第27条）
- 第12章 この条例の位置付け（第28条）

### 附則

久喜市は、関東平野のほぼ中央に位置し、豊かな自然に恵まれるとともに、交通の要所として江戸時代には舟運が栄え、現在も道路や鉄道など交通網の拠点として発展を続けています。また、神社や祭りなど、先人が築いた貴重な伝統・文化を受け継ぎ、大切に育んできたまちです。

近年、市政をとりまく社会環境は、地方分権の推進、少子高齢化、住民意識の多様化などにより大きく変貌してきており、住みよい地域社会を次世代に引き継ぐには、地方自治の再構築や行政運営の見直し等が求められています。

このため、久喜市は、開かれた市政運営を行うとともに、市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を果たして公共的な課題の解決に当たる協働のまちづくりを推進していくことが重要です。このような認識のもとに、市民と市は、共に力を合わせて協働し、個性豊かで活力に満ちた安全安心な地域社会をつくり、次世代に受け渡していくことを誓います。

ここに、久喜市は、市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにし、市政全般にわたる指針としてこの条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、久喜市における市政運営の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市政への参画及び協働に関する基本的事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた誰もが安全安心で暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、又は公共の利益のために活動するものをいう。
- (2) 市の執行機関 市長その他の執行機関をいう。
- (3) 参画 政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民が市政に関して意見を述べ、又は提案することをいう。
- (4) 協働 市民及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任により、協力して公共的な課題の解決に当たることをいう。
- (5) 新しい公共の原則 市民及び市の執行機関が、それぞれ適切に役割を分担して公共の領域を担うことをいう。
- (6) コミュニティ 地域をよりよくすることを目的として、地域及び多種多様な活動への参加を通じて形成された人と人とのつながりをいう。

## 第2章 基本原則

第3条 市民、議会及び市の執行機関は、新しい公共の原則に基づき、次に掲げる豊かな地域社会を実現するよう努めなければならない。

- (1) 人権を尊重し、互いに認め合うとともに、男女があらゆる分野に参画でき、責任を担う地域社会
- (2) 市政に関する情報を共有するとともに、市民自ら市政に参画し、協働する地域社会
- (3) 自主的かつ自立的なコミュニティが形成され、活力に満ち、住みやすさが実感できる市民主役の地域社会
- (4) 市民の日常生活が守られ、誰もが笑顔で暮らせる安全安心な地域社会
- (5) 恵まれた自然との共生を大切にし、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域社会

## 第3章 市民の権利と責務

### (市民の権利)

第4条 市民は、法律、条例、規則等で定めるところにより、市政やまちづくりに参加する権利、市政に関する情報を知る権利、公共サービスの提供を受ける

権利を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本原則で定める豊かな地域社会を形成するため、市政に関心を持ち、主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

#### 第4章 議会等の責務

(議会の責務)

第6条 議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。

2 議会は、情報公開を推進し、開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

第7条 議員は、市民の代表者として、市民の意見を積極的に把握し、誠実にその職務を遂行するよう努めなければならない。

#### 第5章 市長等の責務

(市長の責務)

第8条 市長は、市の代表者として、市民の意向を適正に判断し、誠実に市政を執行する責務を有する。

(市の執行機関の責務)

第9条 市の執行機関は、市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、次に掲げる責務を有する。

(1) 計画的で効果的な行政運営を行い、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。

(2) 市政に関する市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めること。

(3) 社会情勢及び行政需要に的確に対応し、かつ、簡素で効率的な組織編成に努めること。

(職員の責務)

第10条 職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図り、職務を遂行する責務を有する。

2 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、幅広い視点から誠実かつ効果的に職務を遂行する責務を有する。

#### 第6章 市政運営

(総合振興計画の策定及び進行管理)

第11条 市長は、議会の議決を経て市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。

2 市長は、基本構想及び基本計画等（以下「総合振興計画」という。）を効果的かつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に対応した見直しに努めなければならない。

（説明責任）

第12条 市の執行機関は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

（行政手続）

第13条 市の執行機関は、市民の権利及び利益の保護を図るため、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する基準及び手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならない。

（意見、要望、提言、苦情等への対応）

第14条 市の執行機関は、市民からの意見、要望、提言、苦情等に対して、公共の視点から公正かつ誠実に対応するよう努めなければならない。

（財政運営）

第15条 市長は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、財政状況を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。

3 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

（行政評価）

第16条 市の執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市民も参加する外部評価を取り入れた行政評価を実施するよう努めなければならない。

2 市の執行機関は、行政評価の結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の進行管理に反映させるとともに、公表するよう努めなければならない。

（危機管理）

第17条 市の執行機関は、市民、関係機関、国や他の地方公共団体と相互に連携・協力しながら、市民の安全安心の確保に取り組むよう努めなければならない。

2 市の執行機関は、市民の安全安心を確保するため、緊急事態に適切に対処できる体制の充実と強化を図るよう努めなければならない。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、日頃から地域での信頼・交流関係を築き、相互に協力して災害等に対処するよう努めるものとする。

## 第7章 情報の公開及び共有

（情報の公開及び共有）

第18条 議会及び市の執行機関は、公文書の公開制度を適正に運用するとともに、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報共有に努

めなければならない。

2 市民は、市の執行機関との情報共有を進めるため、市民の持つ地域の情報を提供していくよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第19条 議会及び市の執行機関は、個人情報の保護制度を適正に運用することにより、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

(情報の適正管理)

第20条 議会及び市の執行機関は、市政に関する情報を有効に活用するため、情報の適正管理に努めなければならない。

## 第8章 コミュニティの推進

(コミュニティ)

第21条 市の執行機関は、住みやすいまちの実現を目指し、コミュニティとの協働に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、よりよい地域社会の実現のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとする。

(コミュニティ活動への支援)

第22条 市の執行機関は、コミュニティ活動を推進するため、別に条例で定めるところにより、必要な支援を行うよう努めなければならない。

## 第9章 参加と協働の推進

(市民の市政への参画)

第23条 市の執行機関は、別に条例で定めるところにより、市民が市政に参画できるようその機会の拡充に努めるものとする。

2 市の執行機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、別に条例で定めるところにより、適正に市民が参画できるよう努めなければならない。

(協働)

第24条 市の執行機関は、幅広く質の高い公共サービスの実現のため、新しい公共の原則に基づき、協働するよう努めるものとする。

(住民投票)

第25条 市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとする。

3 住民投票の実施に関し、投票することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

## 第10章 広域的な連携及び協力

第26条 市の執行機関は、共通する課題の解決や地域の相互発展のため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。

2 市民及び市の執行機関は、多様な国々の歴史や文化等を理解し、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、国際社会との交流及び連携に努めるものとする。

#### 第11章 自治基本条例推進委員会の設置

第27条 市長は、この条例の適切な運用及び普及を図るため、別に条例で定めるところにより、久喜市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 市長は、この条例の運用状況を検証するとともに、見直す必要が生じたときは推進委員会に諮り、適切な措置を講じるものとする。

#### 第12章 この条例の位置付け

第28条 市民、議会及び市の執行機関は、この条例を尊重及び遵守するものとし、市の執行機関は、個別の条例、規則等の制定改廃又は計画の策定においては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。